

第 1 号議案

令和 3 年度業務報告及び収支決算

1 令和 3 年度業務報告

(1) 総会、理事会等

定款第 14 条に規定する会議を次のとおり開催した。

区 分	開催年月日	主な議事内容
第 1 回理事会	R03.04.12	・総会資料審議等
臨時理事会	R03.04.16	・森林部門技術士会と（公社）日本技術士会森林部会との覚書について
第 51 回通常総会	R03.04.19	・令和 2 年度業務報告及び収支決算 ・令和 3 年度業務計画（案）及び収支予算（案）
第 2 回理事会	R03.06.04	・森林部門技術士会の運営について（新たな執行体制等）
第 3 回理事会	R03.09.07	・森林部門技術士会の運営について
第 4 回理事会	R03.12.02	・森林部門技術士会の運営について（CPD 行事の参加費徴収のあり方について）
第 5 回理事会	R04.01.27	・森林部門技術士会の運営について（第 52 回総会について）

(2) 業務執行体制

ア 理事会構成

会長理事	根橋達三
副会長理事	内田勉 金子詔
専務理事	城土裕
常務理事	埋橋一樹 黒川正美
監 事	石谷栄次 高橋純一
理 事	綾木光弘 安藤伸博 伊東秀美 奥谷由行 河崎弥生 川野康朗 木村礼夫 坂井敏純 櫻井正明 高木茂 高原繁 田中賢治 堂本整 中野裕司 西村和明 久道篤志 広田史子 村田光司 宮下洋平 本山芳裕 安田伸生 矢部三雄 山口路 山科真一

イ 部会の設置

- ・業務を円滑に推進するため、部会を設置し運営した。

（各部会の担当業務）

部 会 名	担 当 業 務
総 務	森林部門技術士会の会計、技術士の活用及び他の部会に属さないことに関すること
C P D	CPD 研修全般の企画・調整に関すること
編 集	機関紙「フォレストコンサル」の編集・発行に関すること
林 業	研究例会及び現地研修会を実施する等会員の資質の向上、各種技術情報の収集、新技術の紹介及び普及啓発に関すること
森林土木	
森林環境	
林 産	

(部会長及び担当理事)

部 会 名	部 会 長	担 当 理 事
総 務	城土 裕	内田勉、金子詔、黒川正美
C P D	高原 繁	川野康朗、(高橋純一)、堂本整
編 集	埋橋 一樹	田中賢治、西村和明、久道篤志、本山芳裕
林 業	高木 茂	坂井敏純、広田史子、矢部三雄、
森林土木	櫻井 正明	安藤伸博、伊東秀美、奥谷由行
森林環境	中野 裕司	宮下洋平、安田伸生、山口路、山科真一
林 産	綾木 光弘	(石谷栄次)、河崎弥生、木村礼夫、村田光司

() は監事

(3) 業務報告

ア 機関誌「フォレストコンサル」の発行

- ・会員相互の連携の強化、技術の向上と普及啓発、技術士制度の広報等を目的として、「フォレストコンサル」の第163号から第166号までを発行した。
- ・配布先は会員・準会員・購読会員・賛助会員のほか、国立国会図書館、林野庁、森林管理局、(国研)森林研究・整備機構、都道府県林務担当部局等である。
- ・創刊号から166号までの会誌「フォレストコンサル」を会員は、HP上の会員専用ページで閲覧出来るようにした。

イ 研究例会等

- ・会員の資質の向上、継続教育(CPD)として、各部会、各支部による研究例会を開催した。
- ・また、その概要を機関紙「フォレストコンサル」に掲載し、例会に参加できなかった会員への情報提供等を図った。

担当部会等	実施日	内 容	講 師 等
総会	4月19日	森林・林業50年を振り返るー森林部門技術士会50周年を踏まえてー	① 講師 荒到 夢形 本名(荒井 到) ② 森林部門技術士会副会長 内田 勉
森林土木	6月4日	東日本大震災復興10年と今後の課題 ①海岸林の津波被害と再造成 ②森林の放射能汚染、備えることの大切さー10年目の現状とこれからー	① 森林総合研究所 森林防災研究領域研究専門員 坂本 知己 ② 森林総合研究所 震災復興・放射性物質研究拠点研究専門員 三浦 寛
森林環境	9月7日	小笠原諸島における外来植物問題 ー世界自然遺産10年を迎えてー	宇都宮大学名誉教授 谷本 丈夫
北海道支部	10月18日	北海道積丹町の取組みについて 現地研修会	① サクラマスサンクチュアリーセンター ② JTの森 積丹 ③ 余別地区コミュニティセンター ④ 積丹スピリット

林産	12月2日	日本林業と木材産業の未来	銘建工業（株） 代表取締役 中島 浩一郎
林業	1月27日	林木育種の果たす役割及び最近の成果並びに今後の方向性 ① 科学技術政策を巡る動向と林木育種 ② 林木育種の最近の成果と今後の方向性	① （国研）森林総合研究所林木育種センター 審議役 森谷 克彦 ② 同センター 育種部長 高橋 誠

ウ （公社）日本技術士会における活動

（公社）日本技術士会の理事会、部会長会議、委員会における活動に対し、本会から理事等が参画した。

- | | |
|--------------|--------|
| ① 理事会 | 黒川 正美 |
| ② 部会長会議 | 城土 裕 |
| ③ 倫理委員会 | 木村 礼夫 |
| ④ 総務委員会 | 中野 裕司 |
| ⑤ 企画委員会 | 矢部 三雄 |
| ⑥ 研修委員会 | 山科 真一 |
| ⑦ 広報委員会 | 高原 繁 |
| ⑧ 社会委員会 | 櫻井 正明 |
| ⑨ 国際委員会 | 田中 賢治 |
| ⑩ 技術士資格活用委員会 | 原田 佳代子 |
| ⑪ CPD 支援委員会 | 埋橋 一樹 |
| ⑫ 青年技術士支援委員会 | 原田 佳代子 |

エ （公社）森林・自然環境技術教育研究センター（JAFEE）における活動

（公社）森林・自然環境技術教育研究センターの監事として本会石谷監事が参画した。

（公社）森林・自然環境技術教育研究センター監事 石谷 栄次

オ 技術者教育認定制度に対する取り組み

「日本技術者教育認定機構（JABEE）」の幹事学協会である「（公社）森林・自然環境技術教育研究センター（JAFEE）」のプログラム認定審査業務にあたり審査員の推薦等、積極的に参画した。

カ 技術士（森林部門）の活用及び技術士受験奨励に関する要請活動（令和3年10月18日）

技術士は科学技術分野における専門的知識及び応用能力を有する技術者として技術士法に基づいて認められた最高の国家資格であり、本会は技術士としての技術、識見及び技術者倫理を通じて広く森林、林業分野における社会貢献を目指す中で、林野庁等に対し、以下の内容の要望書を提出し、技術士（森林部門）の幅広い活用について陳情を行った。

（内容）

1 技術士（森林部門）の3専門分野の積極的活用等

技術士（森林部門）は、「林業・林産」、「森林土木」及び「森林環境」の3専門分野を包含しており、「森林・林業基本計画」に基づく「2050年カーボンニュートラルに寄与する森林・林業・木材産業によるグリーン成長の実現」に向けて、森林資源の適正な管理・利用、「新しい林業」に向けた取組、

木材産業の競争力の強化等のほか、昨今の自然災害の多発化傾向を踏まえた減災・防災・復旧への取組をはじめとする行政目標の達成とともに、森林・林業技術者全般の地位の向上等を図るため、以下の業務における積極的な活用や登用等に特段のご配慮を頂きたい。

また、森林環境譲与税を財源として、都道府県や市町村が実施する森林整備の促進やこれに係る「地域林政アドバイザー制度」の活用等に当たっても技術士（森林部門）との密接な連携が重要であり、これら事業の実施に当たっても都道府県や市町村からの活用要望の提出・提案がより多くなされるようご配慮願いたい。

(1) 森林経営管理法に基づく「経営管理権集積計画」の策定のほか、これまで取り組んできた地域森林計画、市町村森林整備計画及び森林経営計画の策定とともに、林地台帳整備等を通じた地籍調査や境界明確化、山地保全・森林生態系保全等に係る研究・調査等に係る企画及び技術指導等の業務

(2) CLT に代表される新たな木材製品の開発と実用化、地域材利活用及び木質バイオマスの利用の促進、SCM（サプライチェーンマネジメント）の構築等が喫緊の課題となっている中で、研究機関、木材産業分野の事業者等における企画及び技術指導等の業務

(3) 公的機関及び指定管理者等における専門技術者、技術的知見に基づき政策・制度の意見具申等を行う各種審議会等の委員、及び人材育成に向けた講師等としての業務

2 行政目標達成及び総合評価方式等に対応しての技術士の優先活用等

技術士（森林部門）は、技術者倫理に基づく行動規範を遵守するとともに CPD（継続研鑽）により社会経済の発展の中で新たな技術能力の習得に努めており、以下のような観点から、今後とも技術士（森林部門）の優先的活用方策や配置の義務化等についてご配慮願いたい。

(1) 補助事業、委託事業の採択に当たっては、「林業・林産」、「森林土木」及び「森林環境」の森林部門技術士の専門性を十分評価され、行政目標の達成に向けて優先的かつ積極的な活用を図ること

(2) 各種事業の調査・設計及び施工管理等の業務において、品質確保等の観点から総合評価、企画公募等の方式の採用が拡大しており、当該業務における技術士（森林部門）の役割について、その評価段階において積極的に位置づけること

3 技術士試験の受験奨励

森林・林業行政目標の達成や成果品の品質確保、及び森林・林業技術者全般の地位の向上等を図るため、広く民間企業・団体等に対しても技術士試験（一次試験を含む）の受験奨励に特段の配慮を頂きたい。

4 継続教育（CPD）の積極的評価

技術士（森林部門）は、今般、文部科学省令改正により公益社団法人日本技術士会が開始した「技術士 CPD 活動実績の管理及び活用制度」に基づく「技術士（CPD 認定）」として、あるいは公益社団法人森林・自然環境技術教育研究センターの森林分野 CPD（JAFEE - CPD）会員として日夜研鑽に努めており、総合評価等による契約方式が拡大しつつある中で、これら CPD に積極的に取り組んでいる技術士について、的確に技術点評価がなされるよう一層の配慮を頂きたい。

キ 技術士（森林部門）の活用促進

・林野庁からの要請に基づき、森林整備等に関して一定の知識を有する林業技術者を市町村が雇用等をして地域林政に役立てる取り組み、いわゆる地域林政アドバイザー制度に基づき、受け入れを希望する市町村リストを技術者に提示し、マッチング作業を行ったところであるが、これらを通じて技術士森林部門の活用促進に繋げて行くこととしている。

(4) 会員の状況

ア 正会員の推移

(単位：人)

年度	24	25	26	27	28	29	30	R01	R02	R03
会員数	424	440	457	477	491	531	532	539	544	547

注：各年度末であり、令和3年度は新規加入者20名、退会者17名の減で3名の増加があった。なお、会員数には選択科目間の重複者16名を含む。

イ 選択科目別会員数

(単位：人)

区 分	林業・林産	林業	森林土木	林産	森林環境	合 計
会員数（3年度末）	10	100	366	44	27	547
会員数（2年度末）	3	106	363	44	28	544
増 減	7	△6	3	0	△1	3

注：森林部門の会員数合計には、森林部門選択科目における複数科目の合格者を含む。

ウ 令和3年度 森林部門二次試験合格者状況（令和4年3月11日発表）

(単位：人・%)

部門	3年度			2年度			合格者数累計
	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率	
全部門合計	22,903	2,659	11.6	20,365	2,423	11.9	130,711
森林部門	259	59	22.8	236	61	25.8	1,805
林業・林産	72	19		66	22	33.3	57
林 業				—	—	—	432
森林土木	140	34	24.3	131	34	26.0	1,044
林 産				—	—	—	149
森林環境	47	6	12.8	39	5	12.8	123

注1：全部門合格者累計には20技術部門及び総合技術監理部門を含み、合格者合計は昭和33年度から3年度末までである。

出典は（公社）日本技術士会公表資料。

注2：森林部門の合格者数累計には、森林部門選択科目における複数科目の合格者を含む。なお、森林部門の合格者数合計は当会の記録に基づく。

エ 令和3年度 総合技術監理部門二次試験合格者状況（令和4年3月11日発表）

(単位：人・%)

部門	令和3年度			令和2年度		
	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率
全部門合計	2,742	398	14.5	2,582	325	12.6
森林部門	19	4	21.3	20	2	10.0
林業・林産	5	2	40.0	8	1	12.5
林 業				—	—	—
森林土木	12	2	16.7	11	1	9.1
林 産				—	—	—
森林環境	2	0	0	1	0	0.0

注：出典は（公社）日本技術士会公表資料。

オ 令和3年度 第1次試験合格者状況

(単位：人・%)

区 分	受験申込者数	受験者数	合格者数	対受験者合格率
全 部 門	22,753	16,977	5,313	31.3
森 林 部 門	362	288	102	35.4

注：出典は（公社）日本技術士会公表資料。

カ 賛助会員

① (公社) 大日本山林会	会 長	永田 信
② (一社) ジョフカ	会 長	小澤 普照
③ 国土防災技術(株)	代表取締役社長	相川 裕司
④ (公社) 国土緑化推進機構	理事長	濱田 純一
⑤ 全国森林組合連合会	会 長	中崎 和久
⑥ (一社) 全国林業改良普及協会	会 長	西場 信行
⑦ (一社) 日本森林技術協会	理事長	福田 隆政
⑧ (一財) 日本緑化センター	会 長	矢嶋 進
⑨ (一社) 日本林業土木連合協会	会 長	新谷 龍一郎
⑩ 日本林道協会	会 長	山口 俊一
⑪ (国研) 森林研究・整備機構 森林整備センター	所 長	志知 雄一
⑫ (一財) 日本森林林業振興会	会 長	沼田 正俊
⑬ (株) 森林テクニクス	代表取締役	喜 力哉
⑭ (株) 森林調査設計事務所	代表取締役	熊野 洋
⑮ (株) 森林土木施設研究所	代表取締役	埋橋 一樹

ク 顧 問

前森林部門技術士会会長

弘中 義夫

令和3年度収支決算

(1) 収支の部

(単位：円)

区分	予 算	決 算	増 減	備 考
収入の部				
正会員会費	3,288,000	3,290,000	2,000	会費 541 名、入会金 22 名
準会員会費	45,000	53,000	8,000	準会員 17 名、入会金 1 名
賛助会員	840,000	850,000	10,000	
小計	4,173,000	4,193,000	20,000	
参加費収入	50,000	42,000	-8,000	講演会 CPD 収入
小計	50,000	42,000	-8,000	
雑収入				
利子収入	1,000	6,414	5,414	預金利子
広告収入	330,000	290,000	-40,000	フォレストコンサル 4 号分
購読収入	129,000	159,000	30,000	購読会員 53 名分
雑収入	0	0	0	
小計	460,000	455,414	-4,586	
当期収入合計	4,683,000	4,690,414	7,414	
前年度繰越金	3,257,000	3,256,783	-217	
収入合計	7,940,000	7,947,197	7,197	
支出の部				
会議費				
総会費	100,000	175,296	75,296	
役員会費	260,000	186,900	-73,100	
その他	60,000	4,000	-56,000	
小計	420,000	366,196	-53,804	
業務費				
事業費	2,750,000	2,824,945	74,945	別記内訳
事務費	2,740,000	2,247,335	-492,665	別記内訳
小計	5,490,000	5,072,280	-417,720	
旅費・交通費	200,000	248,900	48,900	
小計	200,000	248,900	48,900	
当期支出合計	6,110,000	5,687,376	-422,624	
次年度繰越金	1,830,000	2,259,821	429,821	注：参照
支出合計	7,940,000	7,947,197	7,197	

注 次年度繰越金は、「郵貯銀行」普通 296,506 円、当座預金 922,174 円、「みずほ銀行」1,028,544 円、現金 12,597 円

事業費内訳

区 分		金額	備 考
フォレストマガジナル	印刷費	1,252,515	4号分(162~165号)
	原稿料	524,579	
	発送費	459,250	
	小計	2,236,344	
名簿編纂発行費		0	
研究例会(会議室使用料等含む)		339,862	
加盟団体会費	(一社)日本林業協会	50,000	
	(公社)森林・自然環境技術 教育研究センター	50,000	
	小計	100,000	
支部活動支援金		50,000	北海道支部
振込手数料		98,739	
合計		2,824,945	

事務費内訳

区分	金額	備考
部会事務費	0	
通信費	180,914	ネット使用料、メール便、 送料等
コピー消耗品費	10,161	資料コピー代、文具等
事務所費	416,760	貸室料
人件費	1,639,500	
合計	2,247,335	

(2) 運営基金

運営基金の取り崩しは行わなかった。

(単位：円)

区 分	金 額
令和3年度期首	1,000,000
令和3年度積立	0
運営基金繰出	0
令和3年度期末	1,000,000

注：運営基金は、郵貯銀行に「定額貯金」として預け入れている。

監 査 報 告

令和 4 年 4 月 11 日

森林部門技術士会

会長 根橋 達三 殿

監 事 石 谷 栄 次 ㊟

監 事 高 橋 純 一 ㊟

森林部門技術士会の令和 3 年度の収入、支出等にかかわる経理状況について、
城土専務理事立会いの下に監査したところ、適正に処理されていることを認めます。

以上

第 2 号議案

令和 4 年度業務計画及び収支予算

1 令和 4 年度の業務計画

(1) 部会活動の活発化

我が国はパリ協定を踏まえて 2050 年までに温暖化ガスの排出量を実質ゼロにすることを目標として掲げており、森林・木材政策においても地球温暖化防止等に貢献するため森林資源の一層の充実を計画的に推進することが求められている。

このため令和 3 年 6 月に策定された新たな「森林・林業基本計画」に基づき、森林資源の適切な管理・利用、「新しい林業」に向けた取り組みの展開、木材産業の国際競争力・地場競争力の強化、とりわけ公共及び民間建築物における木材利用の推進等の諸施策を着実に実施することが重要である。

一方、令和 3 年 7・8 月豪雨等により被災した治山施設、林道施設等の速やかな復旧等を実施・支援し、間伐の推進等災害に強い森林づくりを推進し、森林の防災・保水機能を発揮する必要がある。

本会としては、このような状況の下で、森林・林業及び林産業の活性化、国土の復旧・復興、そして森林環境の保全に向け、部会活動をより活発化させ森林部門の専門技術者として、提言を行っていくこととする。

(2) (公社) 日本技術士会の活動の推進及び連携強化

(公社) 日本技術士会は、文部科学省科学技術・学術審議会技術士分科会の検討報告をもとに、技術士の資質向上に資するため新たに技術士 CPD 活動実績の管理及び技術士の活用制度を開始した。

本会としてもこれらの活動方針を踏まえ、その活動に積極的に参画し、会員の(公社) 日本技術士会への加入促進に努めるとともに、森林部門の技術的特質等に基づく提言・要望等を行っていくこととする。

森林部門技術士会は(公社) 日本技術士会森林部会と従前より講演会を共催する等の活動を続けてきており、とりわけ令和 3 年度に両者の経費分担を明確にした経費支弁に関する覚書を交わし透明性の高い連携強化を図ったところである。今後共、この覚書に基づき相互信頼のもとに効果的な CPD 講演会等の開催を通じ緊密な連携強化を図り、一層の本会の活動の充実を図ってゆくこととする。

(3) 会員相互の連携の緊密化

会誌「フォレストコンサル」は創刊号から最新号 166 号までをホームページの会員専用ページで会員は閲覧できるようにしているところであり、これらを含め、フォレストコンサルの内容及びホームページの充実を努めることとする。

また、「フォレストコンサル」については会員の幅広い層からの投稿を促すために、編集部会委員に加え、会長、副会長、専務理事、常務理事及び各分野部会長による拡大編集委員会を活用し広く投稿者の掘り起こしを図ることとする。

さらに、引き続き本年度も森林・林業動向や研究例会の開催等について、同報メールやホームページにより、リアルタイムで会員に情報提供を行い、これら方策より会員相互の連携の緊密化を図ってゆくこととする。

(4) 技術士継続教育(CPD)の普及指導及び定着

技術士が高等の専門技術者として社会的評価を獲得するため、技術士法において資質向上の責務が課せられており、CPD の実行を通じて技術力の維持・向上、倫理観と品格の向上に努めることが期待されている。

本会としても、会員が CPD 制度を的確に理解し、その実行が図られるように引続き指導普及に当たるとともに、(公社) 日本技術士会の CPD 及び(公社) 森林・自然環境技術教育研究センター(JAFEE)

の実施する森林分野 CPD の運営にも積極的に参加し、会員の学習機会の充実に努めることとする。

(5) 技術士（森林部門）の活用促進

技術士の幅広い活用について林野庁、都道府県等関係機関への陳情活動を充実するとともに、技術士制度の適正な運用について理解と協力を求めることとする。また、引き続き、「市町村が主体となった森林整備対策」における「地域林政アドバイザー制度」のアドバイザーとしての参画要請や国際協力事業における治山技術者等の派遣要請等について積極的に対応し、活用促進を図ることとする。

(6) 技術士制度のPR 及び本会会員の加入促進

森林部門技術士会の日常活動や PR を通して、本会への継続加入や新規の加入促進に努めることとする。このため、広く新規合格者、既存の未加入技術士をはじめ、近年合格者が増大している官公庁職員に対しても本会への勧誘に努めることとする。

(7) (公社) 森林・自然環境技術教育研究センターとの連携

(公社)森林・自然環境技術教育研究センターにおける JABEE 認定の森林分野における活動に加え、森林保全・管理技術に関する事業や CPD をはじめとする技術者支援活動は、本会にとっても有益な共有基盤となる観点から、今後とも緊密な連携を図ることとする。

2 令和4年度収支予算

(1) 収入の部

(単位：千円)

区 分	本年度	前年度	増 減	摘 要
会員収入				
正会員	3,288	3,288	0	正会員540名、入会24名
準会員	45	45	0	準会員15名
賛助会員	850	840	10	
小計	4,183	4,173	10	
参加費収入				
参加費	50	50	0	研究例会参加費
小計	50	50	0	
雑収入				
利子収入	1	1	0	
広告収入	330	330	0	フォレストコンサル4号分
購読収入	159	129	30	購読会員53人
雑収入	0	0	0	懇親会中止
小計	490	460	30	
運営基金繰入金	0	0	0	
計	4,723	4,683	40	
前年度繰越金	2,260	3,257	-997	
合計	6,983	7,940	-957	

(2) 支出の部

(単位：千円)

区 分	本年度	前年度	増 減	摘 要
会議費				
総会費	100	100	0	
役員会費	260	260	0	理事会費
その他	60	60	0	
小計	420	420	0	
業務費				
事業費	3,350	2,750	600	内訳別記
事務費	2,670	2,740	-70	内訳別記
小計	6,020	5,490	530	
旅費・交通費	250	200	50	
当期支出計	6,690	6,110	580	
運営基金積立金	0	0	0	
予備費	293	1,830	-1,537	次年度繰越金
合計	6,983	7,940	-957	

事業費内訳

区 分	金 額 (千円)	摘 要
「フォレストコンサル」発行	2,300	4号分
名簿編纂・発行	600	
会議室使用料(研究例会等)	200	会議室使用料、交通費、講師資料作成費等
加盟団体会費	(一社)日本林業協会	50
	(公社)森林・自然環境技術教育研究センター	50
	計	100
支部活動支援金	50	北海道支部
振込手数料	100	
合 計	3,350	

事務費内訳

区 分	金 額 (千円)	摘 要
部会事務費	200	50千円×4部会
通信費	200	ネット使用料、メール便、切手等
コピー・消耗品費	50	資料複写、用紙、文具、事務機器経費等
事務所費	420	
人件費	1,800	
合 計	2,670	

(3) 運営基金

(単位：千円)

区 分	金 額
令和4年度期首	1,000
令和4年度積立	0
運営基金繰出	0
令和4年度期末	1,000

森林部門技術士会 定 款

第1章 総 則

- 第1条 本会は、森林部門会技術士会と称する。
- 第2条 本会は、事務局を東京都におく。
- 第3条 本会は、会員相互の連絡と協力を基調とし、技術士の地位の向上と制度の普及を通じて技術士業務の発展を図り、もって国土の保全・開発と林業・林産の振興に寄与することを目的とする。
- 第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。
- (1) 会員相互の連絡と協力を密にするための活動
 - (2) 会員の技術士業務開発に関する活動
 - (3) 会員の技術士業務遂行に関する支援
 - (4) 会員の技術を通じての一般社会に対する寄与
 - (5) 政府及び公共団体などに対する協力
 - (6) 政府及び公共団体などに対する意見の具申
 - (7) 会誌の発行
 - (8) 調査研究の実施
 - (9) その他本会の目的を達成するために必要な事項

第2章 会員及び会費

- 第5条 本会の会員は、正会員・準会員及び賛助会員とする。
- 2 正会員は、森林部門の技術士及び技術士本試験合格者で、本会に入会の申し込をしたものとする。
 - 3 準会員は、森林部門の技術士補及び技術士第1次試験合格者で、本会に入会の申し込をしたものとする。
 - 4 賛助会費は、本会の趣旨に賛同し、第6条の会費1口以上を納入する個人又は法人で、本会理事会が入会の承認をしたものとする。
- 第6条 正会員の会費は、年額6,000円、準会員の会費は、年額3,000円とする。
- 賛助会員の会費は、年額1口1万円とする。
- 2 前項の会費は、入会当初は入会時に、次年度以降は毎年4月に本会に納入するものとする。
 - 3 正会員及び準会員は、入会時に入会金2,000円を納入するものとする。
- 但し、準会員より正会員になったときは入会金を要しない。
- 第7条 本会は、必要に応じ支部及び専門部会をおくことができる。
- 第8条 正会員が本会の目的に反する行為もしくは技術士の品位を失うような行為をしたとき、又は、会員が引き続き2年度に

位を失うような行為をしたとき、又は、会員が引き続き2年度にわたり会費を納めないときは、理事会の決議により除名することができる。

第3章 役 員

- 第9条 本会に、次の役員をおき選出は次のとおりとする。
- | | |
|-----|-------|
| 会 長 | 1名 |
| 副会長 | 若干名 |
| 理 事 | 30名以内 |
| 監 事 | 2名 |
- 正副会長は理事の互選とし、専務理事及び常務理事は会長が理事のうちから指名する。
- 第10条 理事及び監事は、総会において会員の中から選出する。
- 第11条 会長は、本会を代表し、本会の業務を統括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。専務理事及び常務理事は、会長の命を受け会務を処理する。
 - 3 理事は、理事会を構成し、本会の運営に関する重要事項を審議決定し、会長を補佐して事務の実行に当たる。
 - 4 監事は、会の会計を監査する。

- 第12条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。役員に欠員を生じ、会長が補充の必要を認めたとときは、会長が理事会の承認を得て補充することができる。
- 但し、補充役員の任期は、前任者の残存期間とする。
- 第13条 本会は、理事会の承認を得て、顧問、参与をおくことができる。
- 2 顧問、参与は、会議に出席して意見を述べることができる。

第4章 会 議

- 第14条 本会の会議は、総会及び理事会とし、会長がこれを召集する。
- 2 通常総会は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に開催する。
 - 3 臨時総会は、必要に応じ開催する。
 - 4 定例理事会は、毎年1回開催し、理事会は必要に応じ開催する。
- 第15条 総会においては本定款において別に規定するもののほか、次の事項を付議する。
- (1) 業務計画及び予算の決定
 - (2) 業務報告及び決算の決定

(3) 本会定款の改廃

(4) その他理事会において、総会に付議する必要があると認められた事項

第16条 総会は、会員の3分の1以上が出席しなければ開くことができない。

2 総会の決議は、出席会員の3分の2以上の賛成をもって決定する。

第17条 理事会は、理事の3分の1以上が出席しなければ開くことができない。

2 理事会の決議は、出席理事の2分の1以上の賛成をもって決定する。

3 理事会は、次の事項の審議又は処理に当たる。

(1) 総会に提出する議案に関する事項

(2) 総会により委任された事項

(3) その他運営または活動に関する事項

第18条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもって支弁する。

第19条 会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

付 則

この定款は平成24年4月1日から施行する。

(平成 2年6月29日改正)

(平成 9年6月20日改正)

(平成 14年5月30日改正)

(平成 16年4月26日改正)

(平成 23年4月18日改正)